

令和元年12月三種町議会定例会会議録

令和元年12月4日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	畠山広栄	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第1 議案第78号 令和元年度三種町一般会計予算の補正について
- 第2 議案第79号 令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第3 議案第80号 令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第4 議案第81号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
- 第5 議案第82号 令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
- 第6 議案第83号 令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第7 議案第84号 令和元年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第8 議案第85号から第91号（条例議案）の一括上程
- 第9 議案第92号及び第93号（単行議案）の一括上程

議長 金子芳継は、令和元年12月4日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1．議案第78号「令和元年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番、大澤議員。

10番（大澤和雄）

補正予算の17ページの上、生活バス路線等維持費補助金なんですけれども、これは今回このふれあいバス・巡回バスの順路等の見直しによる補助金なのか、それともそうしたふれあいバス等の残った部分の路線バスに対する補助金なのか、ちょっとその辺わからないんですけれども、教えていただきたいと思えます。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

今回のこの生活バス路線等維持費補助金につきましては、秋北バスさんのほうへやる分の補助金でありまして、昨年10月からことしの9月いっぱいまでが秋北バスさんの会計年度になっていきますので、それに伴って補正を伴うものでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番 (大澤和雄)

わかりました。

ちょっとこれは関連なんですけれども、いわゆるふれあいバス・巡回バスについて新しい時刻表が来たんですけれども、ちょっと町民の方から、これはいたし方ないとはこのとおりだと思えるんですけれども、シルバーカー等の積載についてご遠慮くださいということなんですけれども、それについて、そんなに大きなシルバーカーじゃなくて混雑しなければ、邪魔にならない範囲で利用できないのかなという、そういう声があったものですから、その辺ちょっと伺いたいんですけれども。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、シルバーカーについてうちのほうにも問い合わせをいただいているところであります。ただ、現状といたしましては、車両がああいう状況なものですから、なかなか大きいものはちょっと積めないということもありまして、ただ、同じシルバーカーの中でも何か折り畳みで小さくできるものもあるというようなお話も聞いていますので、その辺のところについては共助団体の皆様のほうにも、後ろのほうに積めるようであればそこから辺は柔軟に対応をお願いしたいということで共助団体にもお話ししているところでございます。

議長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

助かりました。確かに私も見たら、折り畳み式だとそんなにスペースもとらないということで、大型のマイクロバスではないので、できるだけ多くの方から利用してもらいたいということでご遠慮をということなんですけれども、後ろのほうに畳んで積める範囲であったらもし、つえなんかをついてもいいんですけれども、結局ちょっと買い物をしてとなると、どうしてもこのシルバーカーのほうの方が自分も何とか積んで歩けるといふか、そういう方もいらっしゃるようなので、そういうふうに対応していただければ大変助かると思います。

終わります。

議長 (金子芳継)

ほかにありませんか。3番、伊藤議員。

3番 (伊藤千作)

19ページの国民健康保険費ですけれども、繰出金、ここでは保険基盤安定対策分1, 462万、あるいは財政安定化支援事業分99万と計上されておりますけれども、これが何の分なのかというのは後でお答えしていただきたい。

それでちょっと関連しますけれども、それがそうなのかどうかはわかりませんが、皆さんご承知のように、今新聞報道等で、県の国民健康保険団体連合会が各市町村、25市町村に割り当てた高額医療費の共同事業の拠出金の算定が10年間にわたって誤っていたというのが、新聞報道で大きく取り上げられております。

これは過大支給ということで、市町村には17億返還へという大きな見出しが躍っておりますけれども、このミスは、10年間にわたって共同事業、1件80万円以上の高額療養費が生じた際の支出に備え市町村が拠出金を出し合い交付金を受け取っている、そういう仕組みの中のこのミスなわけですけれども、この市町村17億円返還への中で、三種町はそれに該当する額が3,386万円とあります。3,386万円というのがこの表の中で三種町の負担分がありますけれども、この事業は、県によると返還額は全体として17億円なんだけれども、5年の時効が成立していない2015年から2017年度分の3年分でこの分になると、17億円ですね。三種町で3,300万円云々という額になるようではありますけれども、これが単純に積算して、ミスでこの金額が返還しないといけないのか、それともあるいは過小になって返ってくる部分があるのかどうか、まずその点はどうですか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

まず、最初のご質問の保険基盤安定分の補正関係に関しましてですが、保険基盤安定分に関しましては、保険税の県連に対する繰出金となりますので、この金額が確定したことによる増額でございます。また、財政安定化支援事業分に関しましては、保険税の負担能力や地域の病院の病床数の数、被保険者の年齢構成など、保険者の責に帰することができない特別な事情の国保財政負担について、一般会計から国保会計へ繰り入れが認められており、その数値が確定したための増額補正ということでございます。

次に、国保連の高額医療費共同事業費の拠出金の算定誤りのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、新聞報道にもなされたとおり、誤りの内容に関しましては、平成30年度から国保制度改正により国保財政が都道府県化になったことにより、県が国へ報告を行う際、平成29年度の高額医療費共同事業交付金の額が過大であったことから誤りが判明したものでございます。

今回の拠出金の算定誤りは、平成20年度から平成29年度まで連合会の事業として連合会が示した市町村拠出金に算定誤りがあり、国・県からの交付金が市町村に過大に交付されたものでございます。

交付誤りに伴う返還金についてですが、時効の関連で、県への返還金は平成26年度から平成29年度分までの4カ年分で、合計で2,134万8,025円となっております。

先ほど議員おっしゃった3, 300万円というのは、さきに報道された3カ年分ということでございましたけれども、県のほうで金額が確定しておることから、4カ年分の返還を求められており、その通知がつい先日県のほうから入ったところでございます。

また、国への返還金は、国の自主返還に伴うスケジュールの関係で令和2年の返還となり、平成27年度から平成29年度分の3カ年分というふうに予定でございます。

返還金に関しては、県分が令和元年度中の返還を求めてございますので、今後の3月補正でお願いすることになり、国分は令和2年度の当初予算での返還の予定となっております。

また、議員後段でおっしゃいました拠出金に関しましては、市町村の拠出金の精算による国保連合会から三種町の返還金が生じており、平成26年度から平成29年度分で、精算に伴う相殺でございますので、199万5,675円となっております。

以上です。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、今の答弁の中で、三種町、17億円の総額全体の中での3,386万円というのは、これは国へ返還する部分ですよ。その部分が、今の答弁でいうと令和2年から3カ年で払うということになるのですか。

そして、全体の中で17億円以外の、県国保連合会へ県全体の、1億6,000万円が全体として支払うということになるんだけど、その中で町の負担分が今言ったような2,134万円ということになるのですか。どういう関係なんでしょう。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長

議員おっしゃる3,300万円というのは、3カ年分の国・県合わせたの金額でございます。県への4カ年分が2,134万8,025円となって、国へは3カ年分ということで1,693万2,668円となっておりますので、合計すると3,800万何がしかの金額になる予定でございます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

いずれ多大な金額、3,800万円をいろいろ国・県に返還するということになります。

これは町のミスということではなくて、県の国民健康保険団体連合会の積算ミスということになるわけけれども、こういうミスは何か以前にもやっているということがあるんだけど、たび重なるミスということになりま

すよね。これについては、県連合会のほうで何か処分をしているものですか。原因は何で、こういう原因でこうだからこういう人がたを処分するとかって、そういうふうなことにこれは結果なっていますか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進課長（佐々木恭一）
お答えいたします。

県の連合会のほうでは処分となったような話を伺っております。内容に関しましてはわかりません。

議長（金子芳継）
3番。

3番（伊藤千作）

これ新聞報道によると、この問題にかかわった職員8人を処分したと。詳細については明らかにしていないということが報道ではされております。職員の理解不足や確認体制が不十分だったことが原因としているということ、これがこうだというふうな明確な判断は示しておられないわけですが、今後町として、これ返還していくに当たって国保会計への影響、例えば私はもう何回も、町長わかるとおり、来年度は国保を下げるのにいいんだよというふうな意味のことをずっと取り上げてきました。これによって、国保の会計にはどう影響するんでしょうか。どうでしょうか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進課長（佐々木恭一）
お答えいたします。

この事業費に関しましては、やはり2020年度から国保会計のほうから拋出し、また国保会計で交付金も受けておりますので、その分は国保会計で返さなければならないと考えております。いずれ一括で返還ということになりますので、令和元年度の国保会計の予算には大変大きく影響してくるものと考えております。（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）
ほかにありませんか。13番、堺谷議員。

13番（堺谷直樹）

33ページの山本公民館、それから総合支所、敷鉄板借上料、これちょっと教えてください。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。

1月いっぱい完成するわけですので、2月、3月に、今のところ4月オープンを目指していますので、その間にピアノとか備品、本とか運ばないと

いけませんので、あそこはぬかるみで、そのまま鉄板を敷いて中に入れるようにするというごさいます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

あそこはもともと大型のローダーも走れるほど地盤がかたいと思っいましたけれども、ぬかるみますか。鉄板がないと。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

今も鉄板を敷いておりまして、実際のもとの保育所があった場所側とか前のほうはすごいぬかるんでいて、鉄板、それからその上に入り口のところにすべらないようにゴムも置くということごさいます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

今工事で使っている鉄板をそのまま引き継ぐということになるんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

はい。一部そのまま置いていってもらって、そのまま利用して行うということごさいます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうすれば、撤去はどうするんですか、撤去。今借上料となっていますけれども、撤去はどこで誰がやるんですか、これ。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

撤去については、これは2月と3月分ですので、4月からというか来年度外構工事が始まりますので、その外構工事ができるまでそのまま鉄板を利用するということですので、撤去分についてはまだちょっと考えてはいませんが、多分うちのほうでやらなければいけないなと思っおります。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうすれば、その撤去の分の費用は、また後で補正で上がってくるということなんですか。それとも、外構工事の中に含めて出しているということなんですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）

今のところ、新年度予算で上げようかなと思っております。鉄板分を。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

ちなみに何枚残すんですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）

ちょっと枚数は聞いていないんですけども、大きさが大体90の3メートルぐらいと聞いています。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

枚数がわからないとお金出しようがないと思うんですけども、本当に枚数わからないですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）

私の今の手元の資料では、1日2,500円、何枚かはわかりませんが、2,500円ということで、60日分を見えています。それから、ゴムマットは10枚分見しております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

今多分業者さんでリース会社に契約して、直接リース料ということで納めていると思うんですけども、それをその単価のまま直接引き継ぐということなんですか。どういう契約の形になるんですか、これ。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）

済みません。今ちょっと聞いていなかったです。もう一度お願いします。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

建設課長が一番わかるでしょうけれども、通常私らが資材を借りたりすると、設計価格と業者価格というのがありますけれども、今多分工事に入られている業者さんは業者価格で鉄板をリースしているという形になっていると

思いますけれども、それをそのまま業者価格で引き継ぐのか、それとも設計価格に直して引き継ぐようになるのか。どういう形でこれを引き継ぐような形になるんでしょうかね。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
済みません。ちょっと形はわからないんですが、鉄板は50枚と聞いております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）
50枚はいいですけれども、どういう契約の仕方をするのかちょっと教えてください。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
ちょっと今その辺まで聞いておりませんので、担当のほうに確認したいと思えますがよろしいでしょうか。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）
これはきょう、今決めるんですよね、補正予算は。それまでにちょっと教えてください。終わります。

議長（金子芳継）
ほかにありませんか。6番、清水欣也議員。

6番（清水欣也）
27ページの地方創生加速化交付金の返還金のことについて、何点か質問いたします。

この72万4,000円の返還金の根拠になったのが、この間全員協議会で示されたこの調査報告書の4ページの別紙1の交付金返還内訳という、この表がその根拠になったわけですけれども、この表の中でちょっとまず第一に確認したいことがございますので、ちょっとこの表をごらんになってください。いいですか。

この表の中に、頭のほうに実績額（B）というのがございますね。それから、その左隣に実績報告額（A）というのがございます。この実績額（B）の欄というのは、今回皆さんが一生懸命頑張って調査していただいた結果、この額が正しいと判明しましたというこの額だということ。それから、その隣の実績報告額（A）というのは、そもそも町から国に対して報告した実績報告書に書かれている額ということだと理解していいんですね。まずそれが第一の質問でございます。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。
そのとおりでございます。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)
そういうことで、次の質問に入ります。

この実績報告額 (A) というのは、国に出した町から出ていった実績報告書に書かれた金額だと、こういうことなんですけれども、これ実は、私夕べちらっと改めて見ましたけれども、この報告額は実績報告書に書かれている額なんです。これ違うんじゃないですかね。トータルの7, 000万円の額はこれはそのとおりですけれども、この中に書かれているこの項目ごとの金額というのは、実績報告書に書かれた額と違うんじゃないですか。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。

実績報告額 (A) につきましては、実績報告書に書かれた金額でございます。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)
それで、実は私夕べ計算してみたんですよ。そうしたら、こういうことでございますね。ここに消耗品費とか印刷製本費とかというのが書いてあります。これが、当初の実績報告書の額というのは657万8, 914円だったんですよ。このくらい使いましたと国に報告しているんです。ところが、ここに書かれている数字は647万4, 026円ということになっているんですよ。トータルすると。その差が10万4, 888円違うんです。

それからもう一つ、委託料。委託料を全部足しますと、この表で足しますと2, 410万7, 888円なんです。これ足すと。ところが、国に出した実績報告書の額は2, 436万1, 799円なんです。この差が2万5, 912円違う。

それから旅費。旅費をこれみんな足しますと253万7, 441円なんです。ところが、実際に実績報告書に書いてある報告した金額というのは、217万8, 641円なんです。この差が何ぼだかというとな35万8, 800円ちょうど。こういうふうになってしまうんですよ。

つまり、トータルは同じくして中身は違わせてあるんだ。これはどういうことでしょうか。この実績報告額 (A) が違うと、この表の増減額が違って

くるんですよ。トータルは同じだというけれども中身で違わせれば、トータルを変えたくないために操作した金額でしょうと、こう言いたくなってくるわけだ。

それで、この違わせた理由は何ですかということを知りたいというのが、2番目の質問なんです。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）
お答えいたします。

実績報告額（A）につきましては、当時の担当者がこの数字をはじき出したわけでございますけれども、この間全員協議会でもご説明しましたが、例えば旅費35万8,800円が過大となっている、それから委託料につきましても66万4,088円が決算数値より過大に計上されていたということでございます。したがって、トータルで操作したとかそういうことではございません。

議長（金子芳継）
6番。

6番（清水欣也）

私が言っているのは、実績額は私は文句つけていないんですよ。あなたが言ったように、一生懸命頑張ってそう計算したんでしょうと、それがこの額でしようというのは、私はそのことには触れていないんですよ。最初の出発点が違っているよという話をしてるんです。

実は、私が皆さんから情報公開を請求して出た金額は、実績報告書を私持っているんですよ。その金額の中身を調べていくと、これとは違うということなんです。だから、出発点が違ったものになっているんですよ。だから、答えも違うでしようという話なんです。そのことを聞いているんです。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）
実績報告額につきましては、この7,036万3,903円で間違いございません。

議長（金子芳継）
6番。

6番（清水欣也）

それは私はお断りしました。その中身はどうして違うんですかと言っているんですよ。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）
中身の数字についても、この数字の記載のとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

だけど、当初の実績報告額の金額と違うと言っているんです。それを確認しましたか。私は確認しましたと言っているんです。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 私ほうで持っている実績報告書の内訳はこの金額となっております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

じゃあ、私が情報公開請求して出した金額とは違っているという結論になりますよね。

じゃあここで今合わせようとしたってこれは時間がかかるだけですから、じゃあこれが終わってからそれをお互いに照合しましょう。今あなたの言った報告書と私が持っている報告書と違うかどうかということ打ち合わせしてみましよう。いいですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 今ちょっと担当のほうから資料が来たんでございますが、情報公開したものにつきまして、訂正前の資料を添付してしまったということで、最終的な数字につきましては、この全員協議会で出した数字が正解なものとなっております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ちょっと待ってくださいよ。私に情報公開したのは、あれは間違いであったということ。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 県とのやりとりで何回か資料の訂正があったみたいで、その訂正前のものを公開してしまったということになるかと思えます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

いやいや。あれは町から国に対して報告した最終版でしょう。あれ以外にまだ判こつたものがあるというんですか。じゃあ2種類あるんだ、正式な

ものが。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 いずれ実績報告に当たり、何回か県とのやりとりで書類を訂正しておりますが、最終版を本来であれば情報公開するべきであったところ、間違った訂正前のものを公開したものかと思っております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

いやいや。その訂正した最終版というのは、ちゃんと町長の判こをつけて出ていっているんだ。それを知りたいですよ。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 最終版については、公印を付して県のほうに提出しております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

じゃあその最終版を後で見せていただきましょう。

いいかげんだよね。私にこれが正式なものとして情報公開で回答したんですよ。もしこれがそうでなかったとしたら、大変なことになりますからね。

じゃあ次に移りましょう。

こういうことだから私、実際にちゃんと調べなければだめだというのはそれなんです。だから私は、調査委員会を立ち上げろと言っているんです。

それから、2番目の問題です。いいですか。2番目の問題ですけども、いいですか。

実はNPO法人ぷるるんの設立ということで予算を上げて、そのとおり執行したと思っていましたら、実は私、ぷるるんの設立に町が何でこうやって全額金を出さなければならないのかということで不思議に思って、ぷるるんの設立のための経費を、その経費の関係書類を情報公開を求めたところ、こういう回答が出た。ぷるるんの設立には経費は町では一切負担していませんと、だからそのための書類も存在しません、だから公開できませんという非公開決定通知書が来たんです。

はあ、じゃあ何年か前の全員協議会で説明した、ぷるるんの設立の経費を説明したあのときは何だったんだろうなと思ってはいたんですけども、いや、その経費は支出していないから公開できないと言うから、それは本当だろうなと思っていましたら、この私に公開した実績報告書、国に対する実績報告書にはちゃんと、ぷるるん設立のための経費、賃金百何十万円、消耗品費二十何万と載っているじゃないですか。

じゃあ私に言った情報公開のときのあの理由はうそだったんだろうなと思って、これを眺めていたら、今度はここの欄には消耗品が載っていないじゃないですか。賃金だけ載っているんですよ。

いやいや、これはどうなっているのかと思って。いいですか、私には一切ふるるんの設立には経費は使っていないと答弁したんですよ。非公開決定通知が来た。ところが調べてみたら、ちゃんと実績報告書に、賃金も出してやりました、それから消耗品も使いましたって、ちゃんとふるるんの設立のところに書いてあるじゃないですか。ええと思っていましたら、今度この資料が出てきたら、賃金だけ書いて、消耗品費が載っていないじゃないですか。もうめっちゃくちゃですよ、これ。ここのあたりを何として説明しますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

実績報告を上げるに当たり、いろいろ消耗品でも、この補助の項目ごとの区分の仕分け方が、担当者がこの消耗品はふるるんの設立に使っただろうということで当初は上げておりましたが、精査した結果、最終的に全協でお示しした金額ということになったわけでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あのね、この実績報告額(A)いかんによっては、増減額が変わってくるんですよ。トータルで同じだと言うけれども、中身が変われば違うということでしょう。トータルで合わせているんだ、これ。35万8,800円の旅費をふやしたかわりに、消耗品費と委託料をその分減らしているんだよ。それでトータルゼロにしているんだ。

だから、私はこれは操作したんでしょうと言っているんです。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

この金額につきましては、そうした操作したものではございません。個々に積み上げた数字でございます。ただ、実績報告を最初に上げた時点のときに、補助項目の区分の分類の仕方が間違っていた部分があったという、そういうことで数字がちょっと違う部分が出ているところでございます。金額のトータル的なものにつきましては変わってございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

そうすれば、何回も県とやりとりしてこうなったという最終版の町長名で

出した書類は、後で私に公開しますか。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。
いずれ最終版については公開いたしたいと思います。

議 長 (金子芳継)
6 番。

(清水欣也)
最後ですけれどもね、ここに賃金とありますね。この賃金というのは、精査した結果182万3,780円と書いていますけれども、これは1年間の賃金なんです。でしょう。

それで質問は、これはふるるん専門に従事した賃金なのか。私、これ、そのほか一般事務の臨時の職員の賃金じゃないですか。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。
選別作業員もおりますし、臨時の事務職員も含まれております。

議 長 (金子芳継)
6 番。

(清水欣也)
選別は関係ないんですよ。選別は別にありますから、賃金は。私が言っているのは、180万円のこれは1人あるいは2人の事務員の、事務職員の賃金でしょうと言っているんです。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 はい。事務臨時職員の賃金でございます。

議 長 (金子芳継)
6 番。

(清水欣也)
それは、ふるるんのために採用した臨時職員じゃなくて、その他の一般事務のために採用した職員でしょうと言っているんです。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。
ふるるんが事務職員として採用した職員だと思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

何でふるるんが職員を採用したのを、町でそれを職員とるんですか。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 済みません。ちょっと勘違いしておりました。ふるるんの支援を行う事務職員として町で雇用したものでございます。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

そうじゃなくて、実際は一般事務の職員でしょうと言っているのよ。

それで、採用の雇用の内申書がありますよね、臨時職員を採用するためには。その内申書を持っていますか。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 今手元にはちょっと持ってございません。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

臨時職員等任用内申書、それから任用通知書、この書類があって、存在していて、それにどう書かれているか。それを答弁してください。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 今ちょっと資料がございませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

後で回答してから。

議長 (金子芳継)

ほかにありませんか。2番、平賀真議員。

2番 (平賀 真)

当局の資料がかかりそうですので、質問させていただきます。

33ページ、公民館費の委託料のところ、先ほども堺谷議員が敷鉄板のことで今後の動きを聞いておりましたが、その上段のところ、委託料で図書室書籍輸送業務で43万7,000円、ピアノで9万3,000円とございます。隣、敷板をまたぐと隣にある建物に行くのにこれだけのというか、

図書室ですが、まず委託先ですね、委託先がどこなのか。この文言が、もしかしたらこれ書籍等備品なのか、本だけでこんなにかかるものなのか。あとピアノの輸送にはこれは調律代も含まれて、設置後の調律も含まれての値段なのか。そこをお聞かせください。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。

まず、図書室の書籍ですが、今山本公民館の図書室には1万冊という冊数がありまして、それを全て梱包していただいて新しい公民館に運ぶということですので、莫大な量ですので、とても職員はできないということでの額です。まだ、契約はあくまでもまだこれから行う予定ですので、まだどこと契約するという事は決まっておられません。

続いてピアノですが、ピアノはホールが2階にありますので、クレーン車でつり上げて入れるということと、それから調律分も入っております。
以上でございます。

議長（金子芳継）
2番。

2番（平賀真）

あと当然使えるものは輸送といいましょうか、そういうのはいずれまた職員ができればまた予算化と。これはあくまで図書1万冊だけということでもよろしいんですね。それ以外のものはまた別途予算を組むということですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。

いずれ調理室とかにもたくさんものがありますので、古いものもありますので、そういうものは職員で片づけたりして運ぶのかなというふうに思っております。（「わかりました」の声あり）

議長（金子芳継）
ほかにありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）

それでは、先ほど13番、堺谷議員からの質問に対して保留されております答弁を教育次長より申します。教育次長。

教育次長（畠山広栄）

先ほどの、まず枚数ですが、現在50枚以上ありまして、50枚を残して、あと業者が撤去するということでございます。現在、建設業者が1枚50円で契約しておりますので、その50円で50枚ということのうち

で今回計算しておりまして、今後、今現在建設業者がリース会社と契約しているわけですが、それをうちのほうとリース会社と直接契約する予定でございます。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

これそうすれば、2カ月敷きっ放しにしてあったほうが、この本を輸送したりピアノを輸送するときに敷くよりも安く済むということですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）

はい。安く済みます。安く済むというか、新たに借りなきゃいけないとまた輸送料がかかりますので、なるべく安くしようということで、そのまま50枚残してもらうということの考え方です。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

わかりました。

議長（金子芳継）
若干休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時09分 再開

議長（金子芳継）
会議を再開いたします。

先ほど6番、清水議員から答弁保留されておりましたので、商工観光交流課長より答弁申します。商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）

遅くなり、大変申しわけございませんでした。お答え申し上げます。

任用通知書はございました。職務内容につきましては、地方創生加速化交付金事業事務補助ということで、2名の方を雇用してございます。

議長（金子芳継）
6番。

6番（清水欣也）

任用通知書の写しは。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

今手元に写しはございます。ただ、個人情報でございますので、提出はできないものと思っております。

6番 (清水欣也)

提出してと言っているんですよ。あるかどうか。その中に何と書いてあるかという話。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 今お答えしたとおり、地方創生加速化交付金事務事業補助、それと観光情報センターでのじゅんさい摘み採り体験あっせん及び情報発信という業務になってございます。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私に、ふるるんの設立には一切町は金を出していない、したがって書類がない、したがって情報公開ができないと答弁した、このこととはどうするんですか。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

いずれこれは地方創生加速化交付金事業で、補助事業で任用したものでございます。ですから、ふるるんの設立のために直接雇用したという判断でなかったと思っております。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

その答えでいいんですか。ふるさと創生事業というのは、ふるるんの事業を立ち上げてこういうことをするという事業なんですよ。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

ふるるん事業の立ち上げにつきましては、ふるるんのほうで独自に職員を採用してございます。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

よくわからないですね。このように、非常にこのふるるんの事業の執行過

程においては本当にわからないこと、それからおかしいもの、いっぱいあるわけですよ。情報公開1枚10円、返還していただけませんかね。まあ冗談です。

ということで、非常にこのずさんなやり方を目の当たりにしてきたわけですから、これを今後やはりこのままにしておけないというのが私の持論でございます。

以上であります。質問を終わります。

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第78号「令和元年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第79号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第79号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第80号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第80号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第81号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第81号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第82号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第82号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第83号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第83号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第84号「令和元年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第84号「令和元年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第85号から第91号（条例議案）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（ 田川政幸 ）

それでは、議案第85号から議案第91号までの条例の制定、改正案についてご説明いたします。

初めに、議案第85号、三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から、一般職非常勤職員が会計年度任用職員へ移行することとなります。このため、会計年度任用職員の給与や報酬、手当等を規定する必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第86号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度の創設に加え、特別職非常勤職員の適正化が図られることとなります。このため、会計年度任用職員制度創設の関連と特別職非常勤職員の整理に伴う、関係14条例の一部改正と3条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第87号、三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、秋田県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等、所要の改正を行うものであります。

勧告における給与改定の考え方につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡と民間給与水準との整合性の確保等を基本として判断されたものであります。

主な改正内容であります。第1条による改正では、本年12月期の一般職の職員の勤勉手当支給割合を現行の0.875月から0.10月増の0.975月に、再任用職員については現行の0.425月から0.05月増の0.475月にそれぞれ引き上げることとし、給料表については若年層に重点を置きながら平均で0.11%引き上げ、本年4月1日にさかのぼって適用するものであります。

また、第2条による改正では、令和2年4月1日以降の勤勉手当について、第1条による引き上げ分を6月期と12月期に振り分け、一般職は0.925月、再任用職員は0.45月に改めるものであります。

次に、議案第88号、三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正については、任期付職員のうち、高度な知識経験等を有する「特定任期付職員」の期末手当の支給割合を0.05月引き上げるとともに、給料表を改定するものであります。なお、本町ではこれまで任期付職員の採用は行っておりません。

次に、議案第89号、三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び議案第90号、三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、町特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を、秋田県の改定状況に倣い改定するものであります。

改正内容は、町特別職及び議会議員とも、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の1.5625月から0.05月増の1.6125月とするものであります。

また、令和2年4月1日以降の期末手当については、6月期と12月期の支給割合を均等にするため、1.5875月にそれぞれ改めるものであります。

次に、議案第91号、三種町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、下水道事業を公営企業法を適用した企業会計へ移行するため、「三種町水道事業の設置等に関する条例」を「三種町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めるほか、関係12条例について、附則により所要の改正を行うものであります。

以上が条例案の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。

議 長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議については12月13日に行います。

日程第9. 議案第92号及び第93号（単行議案）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、議案第92号、指定管理者の指定の変更についてご説明いたします。

三種町琴丘農林水産物直売供給施設（グリーンぴあ）の指定管理者であるグリーンメッセ縄文が、令和2年4月1日に株式会社さんばりおと統合する予定であるため、平成29年3月定例会において議決いただいた指定期間の期限を、平成34年3月31日から令和2年3月31日に変更するものであります。

続きまして、議案第93号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散し秋田県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減少させるための規約変更が必要となりました。この場合、地方自治法第286条第1項の規定により本町を初め関係市町村と協議が必要なことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い

い申し上げ、議案説明といたします。

議 長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議については12月13日に行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

午前11時28分 散 会

